

北本市立西中学校校歌



作詞 宮沢 章二
作曲 奥村 一

1. 風はけやきに春告げて
大地に光る 知恵の窓
北本西中 まなびの丘よ
空もひとみも 澄み渡り
胸に湧きくる自主のうた
2. 秩父山なみ富士を呼び
豊かな望み かがやく日
青春燃えたつ 心と血潮
強くきたえて 力満ち
歩む行く手に照るさくら
3. ながれ荒川天の水
いのちは清く 濁りなく
北本西中 花あり実あり
われら誠の 夢あふれ
明日のとびらをいま開く

服装ときまり

服 装 男 子

1. 冬季の服装は紺色の標準服を着用。
2. 夏季の服装は白無地のワイシャツ。
3. ベルトの色は、黒。メッシュ等は不可。

女 子

1. 冬季の服装は紺色の標準服を着用。
2. 夏季の服装は白無地のワイシャツ。
指定ニットベスト可とする。
3. 水色のリボンとする。

共 通

1. セーターは黒、紺、灰色の無地Vネック、ワンポイントまで可。
2. コートはスクールコート・黒・紺・茶・灰色のPコート・ダッフルコートとする。
3. 学習時の服装は教科担任及び係の指示に従う。
4. 冬季は、10月1日～5月31日、夏季は6月1日から9月30日を目安とする。
また、6月1日および10月1日の前後

1ヶ月間を移行期間とする。

5. 靴下は白。ワンポイントまでよい。

スニーカーソックスは不可

はき物

上ばき——指定の靴とする。

下ばき——通学は白の運動靴（紐付き）とする。

頭 髪

清潔感があり、学習活動の妨げにならず、学校生活にふさわしいものとする。

男 子

1. 耳にかぶらない。
2. 前髪が目に入らない。
3. 整髪料をつけない。
4. 自然な形とする。（変形・変色しない、パーマをかけない）

女 子

1. 肩にかからない程度の長さとする。
2. 肩にかかる髪を結う。（後で1つか2つにする）
3. 整髪料をつけない。
4. 自然な形とする。（変形・変色しない、パーマをかけない）

かばん

1. 背負いかばんとする。

名 札

1. 所定の名札を左胸につける。

その他

1. 持ち物には名前を明記する。
2. 学校生活に不必要なものは一切持参しない。

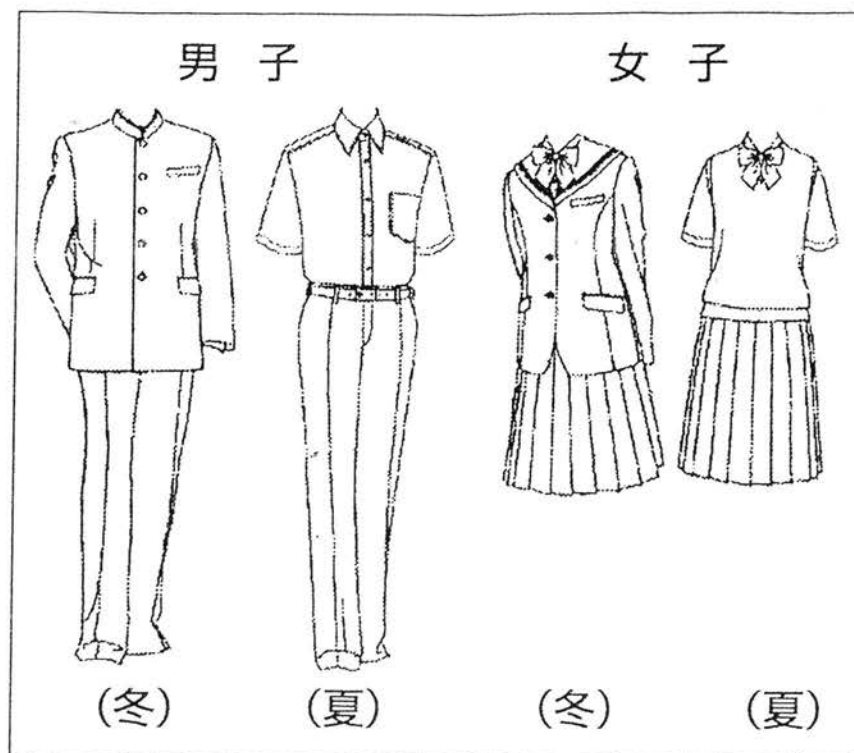
服装は下図を標準とする。

(1) 男 子

紺のつめえり学生服、
白ワイシャツ（長袖・半袖）

(2) 女 子

濃紺色ブレラー型・プリーツスカート、
白無地ワイシャツ



自転車通学について

1) 遠距離通学や怪我等により徒歩通学が困難な場合には、保護者からの願いにより自転車通学を許可する。

2) 許可条件

*守れない場合には許可の取り消しもある。

- ・信号等の交通ルールを必ず守ること。
- ・雨天時は必ずカッパを使用し、傘さしは行わない。
- ・ヘルメットをかぶり、アゴひもをする。
- ・通学用自転車は実用車とする。（変形ハンドルやハブステップ等は禁止）

学校生活のきまり

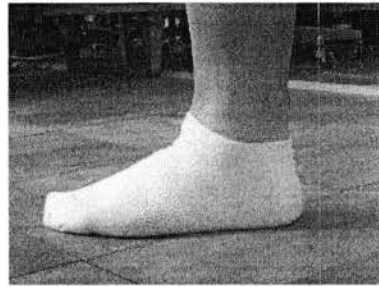
2020. 4.

1 服装など…更衣日は、6/1、10/1(更衣移行期間 前後1ヶ月程度)とする。

- ・制服は「標準の制服」とする。服のサイズ、スカートの丈は、「学習の場にふさわしいもの」とする。
- ・制服には名札をつける。
- ※登下校時は名札を外しても良いが教室の出席確認時には付けること。
- ・ワイシャツは、白で無地のもとする。(開襟やボタンダウンは、着用しない。)
- ・男子はズボンの下にジャージは履かない。ベルトは黒とする。
- ・女子のスカート丈は膝がかくれる程度(床に膝立ちした時に、スカートの裾が床につく長さが目安)とする。スカートのウエスト部は折り返さない。スカート着用の際はベルトをしない。
- ・ソックスは白とする。(柄はワンポイントまで可) ※スニーカーソックスは禁止とする。(下図参照)

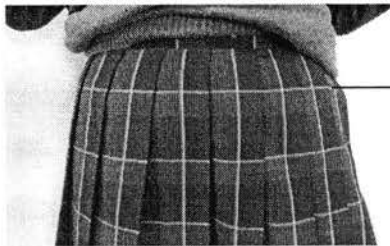


くるぶしがかれている。
ワンポイントまで。これはOKです。



くるぶしが見えていない、または微妙。
これはいけない。

- ・セーターはVネックで黒・紺・グレイのいずれかとする。(胸のワンポイントはOK. ライン等が入ったものなど、編み柄は不可。白いセーター・丸首・カーディガン・ベストも不可。(指定のサマーベストは可) 袖や裾が長すぎるセーターは着用しない。)
- ・教室から出る場合は、セーターのみでなく上着を着用する。
- ・女子のサマーベストの裾は、スカートのデザインの1本目のラインを超えて着ないようにする。



このラインを超えてはいけない。

- ・コートは、黒・紺・グレイ・茶のいずれか。(ダッフルコート・Pコートなどは可。ベンチコートは不可)
- ・冬の寒い時期、女子の黒のタイツの着用も可とする。※体育時はタイツを脱ぎ、靴下をはく。
- ・黒タイツは制服または長いジャージとセットで着用し靴下ははかない。
体操着や半パンでの着用は不可とする。
- ・入学式・卒業式でのセーター、サマーベスト、黒タイツの着用は可とする。
- ・マフラーは可とするが、安全上長すぎるものは着用しない。(ネックウォーマー可)
- ・ひざかけは使用しない。

※部活動で使用するウインドブレーカーを登下校時のコート代わりに使用しても良い。制服の場合はコート代わりとなるので、上のみを着用とする。

(部活動に入部していない生徒は、部で揃えたウインドブレーカー以外購入したもの(クラブなどで使用しているものなど)を一度必ず先生に見せ、許可を得るものとする。)

※ウインドブレーカーやネックウォーマーなどの着用は、部活時や登下校時のみとする。職員室に用があるとき基本的に脱ぐ。鍵の返却や放送委員の活動時は着用しても良い。

※授業は制服で受ける。(教科担当の先生の指示で、体育着、ジャージになることもある。)

※清掃後の授業は、体操着やジャージで生活しても良い。

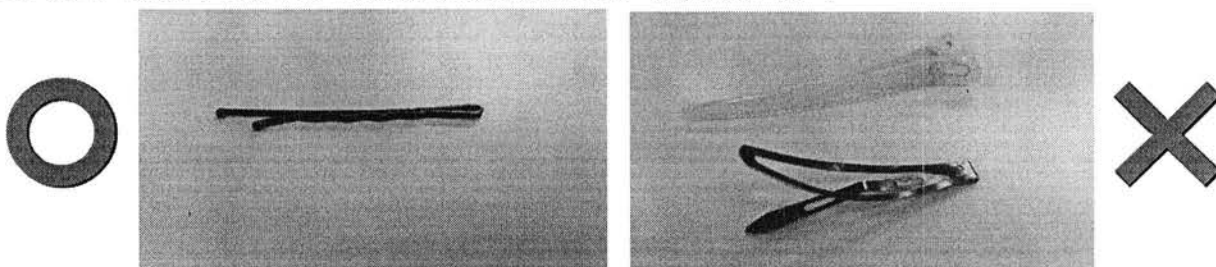
※1時間目に、体育や美術などの技術教科などがある場合は、ジャージで朝の会、朝礼に参加してもよい。

- ・ジャージは、サイズの合わないもの、名前の異なるものは着用しない。落書きをしない。

- ・水筒は通年で持ってきてよい。水筒の中身は、水・茶・スポーツドリンク。休み時間、給食など、
課業時間外に飲むこととする。
- ・夏季の一定の期間においては、半袖短パン生活を認める。
- ※気温などを考慮し教員から連絡
- ・体育着の下に着るインナーは、透けて見えないもの、華美でないものとする。

2 頭髮…清潔感があり、学習活動の妨げにならず、学校生活にふさわしいものとする。

- ・男子は耳にかからない、眉毛を出す長さとする。
- ・特異な髪型に(パーマ・茶髪・2ブロック・アシンメトリー・頭の上の方でしばるなど)しない。
- ・整髪料はつけない。
- ・長すぎないようにする。(襟や肩にかからない。目に入らない。)
- ・女子で髪が長い場合(肩にかかる)にはしばる。(とめるゴムの色は、黒・紺・こげ茶の派手でないものとする。)、編み込みは禁止。
- ・縛る位置は耳のラインの下にし、横から垂れないようにする。後ろ1つか横2つにして縛るかピンでとめる。
- ・とめるピンは以下のとおりである。必要以上にピンを使用しない。



3 履き物、かばん、持参品 など

(1) 履き物

- ・上履きは、学校指定の体育館兼用の紐付き上履きを用いる。忘れた場合、担任から男子職員更衣室にある上履きを借りる。(スリッパを使用しない)
- ・下履きは、白色の紐付き運動靴とする。(部活動は各部で使用するものを使用可)
- ・靴のかかとは踏みつぶさないこと。脱いだ靴はそろえること。
- ・上履き(下駄箱上側)と下足(下駄箱下側)の場所をきちんと分けて入れる。

(2) かばん

- ・かばんは、学校指定のメインバッグとする。
- ・他の生徒のバッグと区別が付くように、それぞれ1つまでキーホルダーなどを付けても良い。
- ・サブバッグの色は黒、紺、グレイ。サブバッグだけの登校は認めない。
- ・メインバッグは、両腕にしっかりかけ背負う。(片方のみなどだらしのない背負い方はしないこと)
- ※1時間でも教科の授業がある場合はメインバッグで登校する。ただし、指示があったときはサブバッグのみで登下校を認めることがある。

(3) 持参品など

- ・学習、部活動に必要な物以外は学校に持ってこない。
- ・持ち物には全て名前を書く。(くつ・傘・学用品など目立たぬ場所に)
- ・原則として教科書やノートを学校に置いていかない。(置いてよいものは、委員会より連絡する)
- ・マスクを使用する場合は、原則、白の無地のものとする。(儀式などの公的な場所では、原則マスクは外す)
- ・集金のある日は、朝のうちに担任が集める。(お金を持ったままにしない)
- ・カッターナイフなど刃物類は学校に持ち込まない。(必要な場合は、学校が貸し出す)
- ・危険物、不要物は学校が一時預かり、保護者の方に直接お返しする。
- ・携帯電話を持参した場合は、教師が一時預かり、保護者来校の上、保護者の方にお返しする。
- ・生徒同士のお金の貸し借りはしない。
- ・制汗剤は無香性のもので、トイレなどの人の目に触れない場所で使用する。

4 通学方法

- ・徒歩通学または自転車通学(許可を受けた者)で、天候にかかわらず、登下校時は制服での登校を原則とする。朝練習がある場合にはジャージ(ウインドブレーカー上下)での登校を認める。
- ※部活のない日は制服で下校する。雨天時はジャージ下校でも良い。
- ※交通ルールを厳守する。(道路にはみ出したり、飛び出したりしない、邪魔にならないように)
- ※部活動、けがなどで自転車登校が必要な場合は臨時的に自転車通学を許可する。
ただし、通学してくる期間を担当に申告する。また状況が変化した場合もその都度申告する。
- ※自転車で通学する場合は、ヘルメットを必ず着用する。雨天時はカッパを着用し、傘さし運転は禁止。(触法行為)
- ※学校行事(職場体験、入試関係など)で自転車が必要な場合は、基本的に自転車に乗って登下校しても良い。
- ※自転車通学のルールを守れない場合には、許可を取り消すこともある。

5 届

- ・欠席、遅刻、早退の場合には、原則として生徒手帳に掲げられている様式により届け出る。
(朝、欠席の届出を電話で行う場合には、保護者が8:15までにする)
- ・事前にわかっているケガや体調不良で体育などの見学届は生徒手帳により届け出る。(長期見学をする際は初回のみ))
- ※皆勤賞は、3年間通して、無欠席、遅刻・早退あわせて、3回以内。

6 登下校時刻

(1) 登校

- ・8:20に出席確認を行う。
- ※チャイムが鳴り終わるまでに自分の席についていること。
- ※朝会、集会時は活動場所に集合隊形の状態になり出席確認を行う。
- ・開門時刻より登校するのが早過ぎないようにする。(昇降口は7:20に解錠)
- ・儀式のある日および水曜日は朝練を行わない。

(2) 下校時刻

期 間		完全下校時刻
4月8日(始業式)	～ 1学期中	17:45
夏休み期間	～ 新人体育大会	17:30
新人体育大会終了	～ 10月31日	16:50
11月1日	～ 12月短縮前まで	16:30
1月8日(始業式)	～ 2月14日	17:00
2月15日	～ 3月短縮前まで	17:30

※水曜日(部活動なし)は、16:30完全下校とする。

ただし、大会(学校総合、新人戦、コンクール)4週間前は活動可とする。

※部活動のない期間(テスト前など)は、帰りの会后直ちに下校する。ただし、やむを得ない理由で残るときは別に定めた下校時刻をしっかりと守る。(月別予定表参照)

※3時間、4時間授業で、午前中で授業が終了する場合には、完全下校時刻を15:00とする。

※定期テストの部活動中止期間は、中間・期末、共に5日前からとする。

7 保健室、相談室の利用

- ・保健室を利用する場合は、担任か教科担当の先生に申し出て、「保健室利用カード」に記入していただき使用する。
- ・基本的に保健委員と一緒に保健室に行く。その際は、教科担任や担任、又は学年職員に報告する。(所在を教科担任、担任にはっきりさせる)
- ・保健室の利用は1日1時間を原則とし、1時間休んで回復しない場合などは、早退し、自宅でしっかりと休養する。(一日に同じ理由で保健室を利用する場合は即下校する)またその日の部活動には参加せず、家に帰って静養する。
- ・相談室は、悩みや聞いてほしいことがある生徒が予約を取り、休み時間や放課後に利用する。(原則として授業中は利用しない。)

8 その他

○貸し出しについて

借りるもの	借りる場所・返す場所	担当の先生
名札・リボン・箸・ぼたん・上履き	職員室	学年職員
ヘルメット(部活動で使うとき)	アーカイブ室 ※部活の指示による	各部活動の顧問
ヘルメット(学校行事で使うとき)	アーカイブ室 ※学年の指示による	各学年の先生

- ・借りる時は先生方に必ず許可をもらい、貸し出し簿に記入すること。
- ・返却は全て翌日までに行い、貸し出し簿に記入すること
- 移動教室などについて
 - ・他クラスへの出入りはしない。
 - ・他学年の教室の前は緊急時以外に通らない。
※2年生は2Fを通り、西階段を使用し3Fへ、3年生は東階段を使用し3Fへ行く。
 - ・ベランダの使用は許可しない。
- お弁当等について
 - ・弁当は以下のことに気を付ける。
 - ①ゼリー、ヨーグルト、プリンなど、その類のものは禁止
 - ②エネルギー補給のための、ウイダー類は、部活動時のみ可。
(短縮などの時は、一切禁止。)
 - ・保護者の方の差し入れについては、基本的には遠慮していただく。
- SNS などについて
 - ・学校名や個人を特定できるもの(写真や氏名など)を許可なくネットに掲載しない。

令和2年度 西中学校の生活に関する指導・対応

	問題となる行為・事項等	指 導 ・ 対 応
毎日学校生活に関する事	◆遅刻	◎事前あるいは当日に、家庭から担任（職員）に連絡してください。 ・緊急で連絡できない場合は、登校後、担任に遅刻の理由を告げ、授業を受けることとします。 ・授業中に登校した場合は、まず職員室に寄って教員に報告します。 ・病気やけが、家庭の事情等ではない遅刻については、深刻に受け止め、家庭に連絡し、必要に応じ、保護者面談をさせていただきます。
	◆無断早退・無断欠席	◎無断であることがわかった時点で保護者に連絡し、状況によっては、来校を願います。
	◆授業放棄	◎家庭にすぐ連絡し、来校をお願いします。（あるいは家庭訪問させていただきます。）
	◆授業妨害 (教師に対する暴言・侮辱等) (教師の指導を妨げる大声や奇声等)	◎家庭にすぐ連絡し、来校を願います。場合によっては家庭訪問をさせていただきます。 ・指導を聞き入れない場合は、集団での学習ではなく、個別での学習とします。 ・さらに事態が深刻な場合は、学校は、関係諸機関と連携を図っていきます。
	◆保健室利用	◎1日1時間を原則とします。 ・体調不良等が理由での場合は、早退し、自宅で休養することとします。 ・早退する場合は、家庭に連絡をし、了解を得ます。 ・同じ理由で再度保健室を利用しようとする場合は、帰宅させます。その場合は静養または医師の診断をお願いします。 ・利用生徒は、担任又は教科担当、学年職員から許可書にサインを記載してもらい、それを持参して入室します。 ★保健室で1時間安静にし、健康状況を観察した場合には、放課後の部活動には参加せず、下校することとします。
持ち物や身だしなみに関する事	◆持ち物	◎不要物は、一時預かりとし、その日のうちに家庭に連絡します。 ・口頭注意し、今後違反しないことを確認して、本人に返却しますが、場合によっては、家庭に連絡し、直接保護者に返却します。 ・携帯電話は、一時預かりとし、その後保護者に直接返却します。 ・飲食物は、その場で預かり、保護者に連絡します。 ★持込が繰り返される場合は、保護者に来校していただくか、家庭訪問させていただきます。
	<u>異装など</u> ◆服装	◎その場で指導し、改善されない（指導を受け入れない）場合は、家庭に連絡します。 ・改善されるまで、別室による指導となることがあります。 ・指導を継続して、なおも改善されない場合は、保護者に来校を願います。
	◆頭髮	◎その場で指導し、改善されない（指導を受け入れない）場合は、家庭に連絡するとともに、改善してからの再登校を指示します。 ・改善されるまで、別室による指導となることがあります。 ・指導を継続して、なおも改善されない場合は、保護者に来校を願います。

	問題となる行為・事項等	指 導 ・ 対 応
人権や法律違反に関すること	◆いじめ	◎いじめの定義に従い、いじめの事実を確認した場合は、いじめを受けている生徒の安全を最優先に、早急に対応します。また、関係生徒及び保護者に来校を願います。 ・上記の指導をしても改善されない場合には、関係諸機関と連携を図り、早期の解決に向けた相談・協議を行います。さらに、いじめを受けている生徒の安全・安心を守るため、いじめに関わった生徒については、個別学習を行うこともあり得ます。 ＜いじめの定義＞ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
	◆ネットによるトラブルについて	・学校名や個人を特定できるものを許可なくネットに掲載しないよう、ご家庭でもご指導をお願いします。 ・ネットやSNSなどで発生した問題に関しては、場合によっては警察等関係諸機関と連携して対処いたします。
	◆法律違反の持ち物等	◎その場で指導し、所持品を預かります。 ・保護者に連絡し、来校をお願いするか、家庭訪問させていただきます。
	◆法律違反の行為（破損、暴力等）	◎関係保護者に来校していただきます。 ・深刻な事態の場合は、警察（医療機関）に通報します。 ・故意はもちろん、過失であっても、やむを得ない場合を除き、原則として、学校の備品などを破損させた場合は、弁償することを基本とします ◎違反行為に関わった場合は、状況に応じ、一定期間、個別学習を行うこともあり得ます。
	◆不審者等（卒業生を含む）の校地内及び校舎内立ち入り	◎卒業生である場合でも、在校生に不安を与えるような態度が確認された場合は、校地内からの退去を求めます。 ・必ず「受付」で来校許可を得てから、校舎内に入るよう卒業生に指示します。 ・在校生に校則違反につながるような発言や行動が見られた場合は、退去を求めます。 ・指示・命令に従わない場合は、直ちに警察へ通報します。

※場合によっては反省を促す為に「反省文」を作成し、保護者の方に確認等のご協力をお願いすることもあります。